

営農型発電設備の実務用Q&A

(都道府県、市町村及び農業委員会担当者向け)

※ このQ&Aは、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いに関して、整理したものです。今後、更に運用実態を踏まえて本Q&Aを充実していきます。

令和3年7月（改訂版）
農林水産省

営農型発電設備の実務用Q & A（担当者向け） 目次

※ 問の末尾のかっこ書きの「通知〇〇の××関係」とは、その間に関連する「平成30年通知の記の〇〇の××」を意味しています。

【用語の意義】・・ 1

I 総論

1 趣旨・定義・・ 3

- 問1 農地の上部空間を利用した太陽光発電設備等の設置に係る農地転用許可制度の取扱いを明確にした趣旨は何か。
- 問2 平成30年5月に営農型発電設備の設置に係る農地転用許可制度上の取扱いを変更し、改めて通知を発出した趣旨は何か。
- 問3 平成30年通知では、一時転用許可の期間を延長したこと以外に変更点はあるのか。
- 問4 令和3年3月に通知改正を行った趣旨は何か。
- 問5 営農型発電設備はどのような設備か。（通知1関係）
- 問6 農地転用許可権者は誰になるのか。（通知2の（2）関係）
- 問7 営農型発電設備を支える支柱は、簡易な構造で容易に撤去できるものとされているが、具体的にどのような構造のものか。（通知2の（2）のイ関係）

2 一時転用許可の期間・・ 6

- 問8 営農型発電設備の設置に係る一時転用許可の期間は、何年間認められるのか。（通知2の（2）のア及び別表関係）
- 問9 一時転用許可の期間が3年以内となるケースはどのような場合なのか。（通知2の（2）のア及び別表関係）
- 問10 担い手とは、どのような経営体なのか。（通知2の（2）のア及び別表関係）
- 問11 農用地区域内農地の一時転用許可期間は一般的に3年以内となっているが、担い手が下部の農地で営農する場合等の一時転用許可期間を10年以内とすることは、これと矛盾するのではないか。（通知2の（2）のア及び別表関係）
- 問12 一時転用許可を受けた期間中に、許可を受けた者の農業経営改善計画や青年等就農計画の認定期間が満了した場合は、どのような対応をすればよいのか。（通知2の（2）のア及び別表関係）

問13 荒廃農地で営農型発電設備を設置する場合、一時転用許可申請を行う時点で、既に荒廃農地が再生され、営農が再開されている必要があるのか。(通知2の(2)のア及び別表関係)

問14 集落営農が営農することで10年以内の一時転用許可を行うときに、その集落営農が任意組織の場合は、農地の使用及び収益を目的とする権利を取得する主体になることができないため、農作業を受託する立場になるが、その農作業は一部でもよいのか。また、農作業受委託契約の期間は10年以上であることが必要なのか。(通知2の(2)のア及び別表関係)

問15 営農型発電設備の下部の農地で任意組織の集落営農以外の担い手が営農する場合に、当該担い手が農作業受託によって営農する場合も10年以内の一時転用許可の対象となるのか。(通知2の(2)のア及び別表関係)

問16 営農型発電設備の下部の農地が複数の筆にまたがる場合に、当該農地の一部の筆だけを担い手が営農する場合や一部の筆だけで荒廃農地を再生利用する場合、一部の筆だけが第2種農地又は第3種農地であった場合は、当該計画全体が10年以内の一時転用許可の対象となるのか。(通知2の(2)のア及び別表関係)

3 一時転用許可の再許可・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

問17 一時転用許可の期間が満了した場合、再度一時転用許可を受けることは可能なのか。(通知5関係)

問18 既に一時転用許可を受けて営農型発電設備を設置している場合に、再度許可時に10年以内の一時転用許可期間となる要件を満たしていれば10年以内とすることができるのか。(通知5関係)

問19 既に一時転用許可を受けて営農型発電設備を設置している場合に、当該営農型発電設備を設置した農地が荒廃農地を再生利用したものであったときには、再度許可の際に営農者が担い手でない場合及び第2種農地又は第3種農地でない場合であっても一時転用許可の期間を10年以内とすることができるのか。(通知5関係)

問20 一時転用許可の期間満了後、再度一時転用許可を受けたい場合には、いつ頃までに申請を行う必要があるのか。(通知5関係)

問21 既に3年以内の期間の一時転用許可を行っている場合に、当該許可の期間満了までに時間的余裕がある場合でも、10年以内の期間の許可に切り替えるために、改めて一時転用許可を行うことは可能なのか。

問22 現在、3年以内の期間の一時転用許可を受けて、担い手が下部の農地で営農している場合、事業計画を変更することで10年以内の期間に延長することができるのか。

問23 3年以内の一時転用許可の期間中に、10年以内の期間の一時転用許可を行った場合は、従前の許可を取り消す必要があるのか。

4 一時転用許可の対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

問24 営農型発電設備は、太陽光発電設備のみが対象となるのか。(通知1関係)

問25 営農型発電設備の設置に必要なものについても一時転用許可の対象となるのか。(通知1関係)

問26 第三者の進入を防ぐためのフェンス等は一時転用許可の対象となるのか。(通知1関係)

問27 FIT法の事業計画の認定基準では、事業に関係ない者がみだりに近づくことがないように、フェンス等の設置など適切な措置を講ずることとなっているが、下部の農地での営農に支障がある場合には、フェンス等を設置しなくてもよいのか。(通知1関係)

(参考) 地方経済産業局の連絡先等

問28 売電を目的とした営農型発電設備の設置は可能なのか。(通知1関係)

5 農振法に基づく開発許可・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

問29 農用地区域内農地において、営農型発電設備を設置する場合、農振法に基づく開発許可は必要なのか。

問30 農用地区域内の農業用施設の屋根に太陽光パネルを設置する場合、農振法に基づく開発許可は必要なのか。

6 下部の農地での営農の適切な継続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

問31 下部の農地で栽培する農作物の制限はあるのか。

問32 栽培する農作物を転換することは可能なのか。(通知6の(2)関係)

問33 天災等によりおおむね2割以上減収した場合には、営農が適切に行われていると判断されないのか。(通知4関係)

問34 令和3年3月の通知改正前に営農型発電設備に係る一時転用許可を受けて荒廃農地を再生利用している場合、今後の営農の適切な継続の確認の扱いはどうなるのか。

問35 令和3年3月の通知改正前に営農型発電設備に係る一時転用許可を受けて荒廃農地を再生利用している場合に、2割以上単収が減収しないことに代えて、農地法第32条第1項各号のいずれかに掲げる農地(遊休農地)に該当しないこととの判断基準が適用されるためには、どのような手続が必要なのか。

7 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

- 問36 第1種農地に営農型発電設備以外の太陽光発電設備の設置は可能なのか。
- 問37 営農型発電設備は、建築基準法上の建築物に当たるのか。
- 問38 営農型発電設備を設置する場合、都市計画法に基づく開発許可は必要なのか。
- 問39 営農型発電設備を設置する場合、電気事業法及び電気工事士法の取扱いはどうなるのか。
- (参考) 地方産業保安監督部電力安全課の連絡先等
- 問40 平成30年通知では、農地転用許可権者が営農型発電設備の設置に関する情報を記録した台帳を作成及び保管することとされたが、台帳作成等に際しての留意点は何か。(通知4の(4)関係)

II 各論

1 一時転用許可要件の判断・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

- 問41 10年以内の一時転用許可の対象となる担い手のうち、「効率的かつ安定的な農業経営」に該当するかについて、どのように判断すればよいのか。(通知2の(2)のア及び別表関係)
- 問42 10年以内の一時転用許可の対象となる担い手のうち、「将来法人化して認定農業者になることが見込まれる集落営農」に該当するかについて、どのように判断すればよいのか。(通知2の(2)のア及び別表関係)
- 問43 10年以内の一時転用許可の対象となる「荒廃農地を再生利用する場合」の荒廃農地に該当するかについて、どのように判断すればよいのか。(通知2の(2)のア及び別表関係)
- 問44 「申請に係る面積が必要最小限で適正」とは、具体的にどのように判断するのか。(通知2の(2)のイ関係)
- 問45 「下部の農地における営農の適切な継続が確実」とは、具体的にどのように判断するのか。(通知2の(2)のウ関係)
- 問46 「農地法第32条第1項各号のいずれかに掲げる農地」とはどのような農地か。(通知2の(2)のウ関係)
- 問47 営農型発電設備の下部の農地で果樹等を栽培する場合、一時転用許可期間中に収穫が見込めない場合には、どのように判断するのか。(通知2の(2)のウ関係)
- 問48 「農作物の生育に適した日照量を保つための設計」とは、具体的にどのように判断するのか。(通知2の(2)のエ関係)
- 問49 支柱の高さが最低地上高おおむね2メートル以上となっているのはなぜか。(通知2の(2)のエ関係)

問50 農地に垂直に太陽光発電設備を設置する場合であっても、支柱の高さは最低地上高おおむね2メートル以上とする必要があるのか。(通知2の(2)のエ関係)

問51 平成25年通知が平成27年12月25日に改正され、営農型発電設備の支柱の高さの基準として、最低地上高2メートル以上を確保していることと定められたが、この改正以前に支柱の高さが2メートル未満の営農型発電設備を設置していた場合に、同じ内容で再度一時転用許可を行うことは可能なのか。(通知2の(2)のエ関係)

問52 「営農型発電設備の周辺の農地の効率的な利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められること」とは、具体的にどのように判断するのか。(通知2の(2)のオ関係)

問53 農用地区域内農地での一時転用許可に当たって「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと」とは、具体的にどのように判断するのか。(通知2の(2)のオ関係)

問54 「営農型発電設備を撤去するのに必要な資力及び信用があると認められること」とは、具体的にはどのように判断するのか。(通知2の(2)のカ関係)

問55 営農型発電設備の下部の農地で営農がなされていない場合、同じ事業者から別の場所で営農型発電設備の設置のための一時転用許可申請があったときに許可は可能なのか。

問56 同一の発電事業者が複数箇所(例えば、A地区、B地区)で営農型発電設備を設置している場合、例えば、A地区で農地転用許可権者が改善指導等を行っても指導に従わず適切な営農が継続されていないと判断し、許可の取り消しを行うときに、B地区に係る許可も取り消すべきなのか。

問57 通常の一時的転用の場合、他の土地での代替可能性を検討しなければならないが、営農型発電設備の場合も代替性の検討が必要となるのか。

問58 平成28年に改正されたFIT法とはどのように連携していけばよいのか。

問59 なぜ原状回復等の措置を現に命じられていないことを確認する必要があるのか。(通知2の(2)のク関係)

2 一時転用許可条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

問60 一時転用許可に当たって、どのような条件を付したらよいのか。(通知2の(3)関係)

3 空中部分を利用するための権利設定の取扱い・・・・・・・・・・ 35

問61 営農型発電設備の設置者が下部の農地の空中に区分地上権等の権利を設定しようとする場合の農地法第3条第1項の許可の判断基準は何か。(通知6の(3)関係)

問62 営農型発電設備の下部の農地の空中に設定する区分地上権等の設定期間は、一時転用許可の期間と合わせるべきか。(通知6の(3)関係)

4 報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

問63 指定市町村の長は、一時転用許可を受けた者から「下部の農地における農作物の生産に係る状況」の報告があった場合、地方農政局等に報告することとなっているが、直接送付すればよいのか。(通知3の(2)関係)

問64 都道府県知事は、農地転用許可権者から「下部の農地における農作物の生産に係る状況」の報告があった場合には、いつまでに地方農政局等に報告しなければならないのか。(通知3の(2)関係)

問65 営農型発電設備を設置した土地が元々荒廃農地であって、発電設備の下部の農地の全部又は一部が農地法第32条第1項各号のいずれかに掲げる農地に該当した場合、農業委員会等はどのような対応が必要となるか。(通知4の(2)関係)

問66 これまで、特段の支障なく営農が行われていた農地に営農型発電設備を設置したところ、下部の農地で生産された農作物の単収が地域の同じ作物の単収と比較して2割以上減少した場合に、農業委員会等はどのように改善指導を行えばよいのか。(通知4の(2)関係)

5 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

問67 荒廃農地を除く第1種農地では、営農型発電設備以外の再生可能エネルギー設備は設置することができないのか。

問68 農地の法面に防草発電シートを設置する場合、農地転用許可は必要なのか。

問69 平成30年通知により、一時転用許可期間が延長されたが、農地の法面に設置する太陽光発電設備の一時転用許可期間は見直さないのか。

問70 所有者不明農地は、農地法や基盤強化法を活用することにより、農業上の利用を行うことができるが、所有者不明農地に営農型発電設備を設置することは可能なのか。

問71 令和2年4月の改正FIT法施行規則の施行により、低圧の太陽光発電設備について地域活用要件が設定されることになったが、営農型発電設備でFIT認定を受けるに当たって何か留意すべき点はあるか。

問72 担い手が営農する場合等、一時転用期間を10年とすることができる場合であっても、初回の一時転用許可の期間について、10年より短い期間、例えば一律3年以内とする運用を行っても問題ないか。

問73 転用事業者や金融機関等から、融資の円滑化の観点から一時転用期間満了後の再許可に関する相談があった場合、どのように対応すればよいか。

別紙（許可の取消等の経済産業局への情報提供様式例）（問55関係）

【用語の意義】

本Q & Aで使用している以下の用語の意義は、以下のとおりです。

用 語	意 義
農地法	「農地法」（昭和27年法律第229号）をいう。
農振法	「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和44年法律第58号）をいう。
基盤強化法	「農業経営基盤強化促進法」（昭和55年法律第65号）をいう。
処理基準	「農地法関係事務に係る処理基準」（平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官通知）をいう。
処理要領	「農地法関係事務処理要領の制定について」（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）をいう。
F I T 法	「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（平成23年法律第108号）をいう。
平成30年通知	「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」（平成30年5月15日付け30農振第78号農林水産省農村振興局長通知）をいう。
平成25年通知	「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」（平成25年3月31日付け24農振第2657号農林水産省農村振興局長通知）をいう。

用 語	意 義
営農型発電設備	農地に支柱（簡易な構造で容易に撤去できるものに限る。）を立てて、営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備等の発電設備を設置する場合には、当該支柱について農地法第4条第1項又は第5条第1項の許可が必要となる。この場合の発電設備を「営農型発電設備」という（平成25年通知の記の1の(1)及び平成30年通知の記の1に規定する営農型発電設備と同じ）。
担い手	問10のとおり。
下部の農地	営農型発電設備の下部の農地をいう（平成30年通知の記の1）。
営農の適切な継続	<p>下部の農地における営農の適切な継続とは、次に掲げる場合に該当しないことをいう（平成30年通知の記の2の(2)のウ）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 営農が行われない場合 ② 下部の農地における単収が、同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少している場合（荒廃農地を再生利用する場合を除く） ③ 荒廃農地を再生利用する場合に、下部の農地の全部又は一部が農地法第32条第1項各号のいずれかに該当する場合（問46参照） ④ 下部の農地において生産された農作物の品質に著しい劣化が生じていると認められる場合

I 総論

1 趣旨・定義

問1 農地の上部空間を利用した太陽光発電設備等の設置に係る農地転用許可制度の取扱いを明確にした趣旨は何か。

営農型発電設備を設置する技術が確立し、営農型発電設備に対するニーズが高まってきたことを踏まえて、平成25年3月に農地転用許可制度における取扱いを明確にする通知（平成25年通知）を発出したものです。

問2 平成30年5月に営農型発電設備の設置に係る農地転用許可制度上の取扱いを変更し、改めて通知を発出した趣旨は何か。

平成28年3月までの営農型発電設備に係る取組を検証した結果、担い手の経営改善や荒廃農地の再生利用に資するものが見られました。その一方で、下部の農地での農業生産が適切に行われていないケースも見られましたが、農地転用許可権者等の改善指導等により改善が図られていたところです。

こうしたことを踏まえ、担い手が所有又は利用する農地を活用する場合、荒廃農地を再生利用する場合等においては、一時転用許可期間を従来の3年以内から10年以内に延長することとしました。この運用改善を行うため、平成25年通知を廃止し、改めて平成30年通知を発出しました。

問3 平成30年通知では、一時転用許可の期間を延長したこと以外に変更点はあるのか。

ありません。

平成30年通知による運用改善は、担い手の経営発展や荒廃農地の再生等を後押しする観点から一時転用許可の期間を延長したものであり、①営農型発電設備の構造、②営農が適切に継続していると認められる収量や品質、③周辺農地の営農上の支障、④毎年1回の営農状況の報告等に係る取扱いを含め、一時転用許可の期間以外の事項に係る運用は、従前から変更はありません。

問4 令和3年3月に通知改正を行った趣旨は何か。

第203回臨時国会における総理所信表明演説（令和2年10月）においては、2050年カーボンニュートラル社会の実現が宣言されるとともに、規制改革などの政策を総動員し、グリーン投資の更なる普及を進めること等が表明され、政府として再生可能エネルギーの導入を一層促進することとされました。

この方針を踏まえ、内閣府において、「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」が開催され、当該タスクフォースに寄せられた意見・要望等を踏まえ、農業振興地域制度及び農地転用許可制度についても議論が行われました。

このため、農林水産省としても、2050年カーボンニュートラルに向けて、農山漁村地域において再生可能エネルギーの導入を積極的に進めるスタンスに立ち、優良農地を確保しつつ、荒廃農地に再生可能エネルギー設備を設置しやすくするために農地転用許可規制等を見直すとの方針を示した上で検討を行い、必要な措置を講ずることとしたところです。

こうした背景の下、荒廃農地を再生利用する営農型発電の取組は、荒廃農地の再生に資する一方で、他の農地と同様の単収要件を達成することが困難なケースもあることから、令和3年3月に通知改正を行い、荒廃農地を再生利用する場合の要件については、2割以上単収が減収しないことに代えて、下部の農地が農地法第32条第1項各号のいずれにも該当しないこと（遊休農地ではないこと）としたものです。

問5 営農型発電設備はどのような設備か。(通知1関係)

営農型発電設備とは、農地に支柱を立てて、営農を適切に継続しながら上部空間に設置する太陽光発電設備等の発電設備をいいます。

問6 農地転用許可権者は誰になるのか。(通知2の(2)関係)

農地転用許可権者は、都道府県知事又は指定市町村の長(※)となります(4haを超える場合には、農地転用許可権者が許可に際して国に協議することが必要です)。

※ 「指定市町村」とは、農地転用許可制度を適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているものとして、農林水産大臣が指定する市町村のことをいいます。指定市町村は、農地転用許可制度において、都道府県と同様の権限を有することになります。

指定市町村は、令和3年2月26日現在で、62市町です(農村計画課調べ)。最新の指定市町村の指定状況は農林水産省ホームページで確認いただけます。

URL http://www.maff.go.jp/j/nousin/noukei/nouten/nouten_shitei.html

指定市町村制度のほか、「地方自治法」(昭和22年法律第67号)に基づく特例条例により権限移譲された市町村もあります。特例条例により権限移譲された市町村は、令和3年4月1日現在で592市町村です(農村計画課調べ)。

問7 営農型発電設備を支える支柱は、簡易な構造で容易に撤去できるものとされているが、具体的にどのような構造のものか。(通知2の(2)のイ関係)

営農型発電設備を安全に支える支柱として必要最小限の構造のものであり、その基礎が独立基礎や支柱を地面に打ち込むだけの施工方法によるものを想定しています(例えば、農業用ハウスの設置に用いられる基礎石は含まれます。なお、ベタ基礎や杭基礎のものは含まれません)。

2 一時転用許可の期間

問8 営農型発電設備の設置に係る一時転用許可の期間は、何年間認められるのか。(通知2の(2)のア及び別表関係)

営農型発電設備の設置に伴う一時転用許可の期間は、下部の農地での営農の適切な継続が見込まれる等の条件を満たしている場合であって、次のいずれかに該当する場合には10年以内となります。それ以外の場合については3年以内となります。

① 担い手が、自ら所有する農地又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する農地等を利用する場合

② 荒廃農地を再生利用する場合

③ 第2種農地又は第3種農地を利用する場合

※ ①、②の場合は、農用地区域内の農地を含みます。

※ ③の場合は、農用地区域内の農地は含まれません。

問9 一時転用許可の期間が3年以内となるケースはどのような場合なのか。(通知2の(2)のア及び別表関係)

営農型発電設備の設置に伴う一時転用許可の期間が3年以内となるケースは、下部の農地での営農の適切な継続が見込まれる等の条件を満たした上で、問8の①～③に該当しない場合、すなわち、

① 下部の農地での営農を行う者が担い手以外の場合

② 荒廃農地を再生利用する場合でない場合

③ 農用地区域内農地、甲種農地又は第1種農地を利用する場合です。

問10 担い手とは、どのような経営体なのか。(通知2の(2)のア及び別表関係)

平成30年通知における「担い手」とは、以下の者をいいます。

① 効率的かつ安定的な農業経営

→ 基盤強化法第6条第1項に規定する農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「市町村基本構想」といいます。）における効率的かつ安定的な農業経営の指標（所得等）の水準に達している経営体

② 認定農業者

→ 基盤強化法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の市町村認定を受けた者（基盤強化法第23条第7項の規定により認定農業者とみなされる特定農業法人を含む。）

③ 認定新規就農者

→ 基盤強化法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の市町村認定を受けた者

④ 将来法人化して認定農業者になることが見込まれる集落営農

→ 基盤強化法第23条第4項に規定する特定農業団体又はこれに準ずる組織として、組織の規約を定め、生産・販売について共同販売経理を行っており、将来法人化して認定農業者となることが見込まれる集落営農

問11 農用地区域内農地の一時転用許可期間は一般的に3年以内となっているが、担い手が下部の農地で営農する場合等の一時転用許可期間を10年以内とすることは、これと矛盾するのではないか。(通知2の(2)のア及び別表関係)

農用地区域内農地の一時転用については、一時転用の目的を達成することができる必要最小限の期間としており、具体的には、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすことのないことを担保する観点から、3年以内としています(処理基準第6の1の(1)の①のアを参照)。

一方、平成25年以降の営農型発電設備の取組について検証したところ、

- ① 発電設備を支える支柱の基礎部分のみについて許可するものであり、一般的な一時転用に比べて転用する面積が小さい
 - ② 下部の農地での営農に支障があった事例の発生割合は、担い手以外が営農しているものに対して、担い手が営農しているものは非常に少ない
 - ③ 荒廃農地を活用した営農型発電設備の設置により荒廃農地の再生利用に貢献している
- という結果となりました。

こうした検証結果を踏まえ、

- ① 担い手が下部の農地を利用する場合は、営農が適切に継続される蓋然性が高いこと
- ② 荒廃農地を再生利用する場合は、営農型発電設備の設置によって荒廃農地の再生利用の促進が期待できること

から、これらの場合については、特例的に一時転用許可期間を10年以内としたものです。

なお、農用地区域内農地に係る取扱いではありませんが、第2種農地及び第3種農地の場合は、営農型発電設備を設置する場合に限らず、基本的に農地転用が可能であることから、これらの場合についても一時転用許可期間を10年以内としたものです。

問12 一時転用許可を受けた期間中に、許可を受けた者の農業経営改善計画や青年等就農計画の認定期間が満了した場合は、どのような対応をすればよいのか。(通知2の(2)のA及び別表関係)

一時転用許可期間中に認定農業者や認定新規就農者としての認定期間が満了した場合でも、一時転用許可を取り消したり一時転用期間の変更を行う必要はありませんが、引き続き下部の農地が担い手により耕作されることを確保するように努めることが望ましいと考えます。

【認定農業者の場合】

農業経営改善計画の認定期間は認定から5年間(認定期間中に変更した場合でも当初の認定から5年間)となっていますので、一時転用許可期間中に認定期間が満了する際には、下部の農地で営農している農業者に対して、改めて農業経営改善計画を作成し、市町村の認定を受けていただくよう促してください。

【認定新規就農者の場合】

青年等就農計画の認定期間は5年間となっており、終期を迎える認定新規就農者は継続的に自らの経営の改善に取り組むことが重要ですので、認定農業者制度の目的・意義等を周知した上で、農業経営改善計画を作成し、市町村の認定を受けていただくよう促してください。

問13 荒廃農地で営農型発電設備を設置する場合、一時転用許可申請を行う時点で、既に荒廃農地が再生され、営農が再開されている必要があるのか。(通知2の(2)のA及び別表関係)

申請時点で荒廃農地を再生し、営農を再開している必要はありません。

なお、当然のことながら、一時転用許可後は、荒廃農地を再生して営農を開始し、その後は営農の適切な継続を行う必要があります。

問14 集落営農が営農することで10年以内の一時転用許可を行うときに、その集落営農が任意組織の場合は、農地の使用及び収益を目的とする権利を取得する主体になることができなため、農作業を受託する立場になるが、その農作業は一部でもよいのか。また、農作業受委託契約の期間は10年以上であることが必要なのか。(通知2の(2)のア及び別表関係)

受託する農作業は、田植えや稲刈り、播種又は収穫等の農作物の生産に関わるものであれば全作業か一部作業かは問いません。ただし、当該農地での営農の適切な継続が図られる必要があることから、当該集落営農が法人化する際に、当該農地を借り受け、又は買い受けて、引き続き営農する見込みがあることを確認する必要があります。

また、個々の農作業受委託契約の期間は10年以上である必要はありませんが、一時転用許可期間中は、継続して農作業受委託契約を締結し、営農を継続する必要があります。

なお、集落営農が農作業の受託を行っている農地であるかどうかについては、当該集落営農の農作業受託契約書等の書類で確認しておく必要があります。

問15 営農型発電設備の下部の農地で任意組織の集落営農以外の担い手が営農する場合に、当該担い手が農作業受託によって営農する場合も10年以内の一時転用許可の対象となるのか。(通知2の(2)のア及び別表関係)

対象となりません。

個人や法人の場合には、任意組織の集落営農の場合とは異なり、農地の使用及び収益を目的とする権利を取得する主体になることが可能であり、所有権の移転、賃借権の設定等を受けることで当該農地での農業上の適正かつ効率的な利用を確保することにより、下部の農地での営農の適切な継続が期待できます。このため、農作業受託ではなく、担い手自ら所有している農地又は利用権等が設定されている農地で営農する場合に限ります。

問16 営農型発電設備の下部の農地が複数の筆にまたがる場合に、当該農地の一部の筆だけを担い手が営農する場合や一部の筆だけで荒廃農地を再生利用する場合、一部の筆だけが第2種農地又は第3種農地であった場合は、当該計画全体が10年以内の一時転用許可の対象となるのか。(通知2の(2)のア及び別表関係)

対象となりません。

なお、許可申請を筆ごとに分けることにより、①下部の農地を担い手が営農する筆、②荒廃農地を再生利用する筆、③第2種農地又は第3種農地である筆のいずれかに該当する筆のみについて10年以内の一時転用許可を行うことは可能です。

3 一時転用許可の再許可

問17 一時転用許可の期間が満了した場合、再度一時転用許可を受けることは可能なのか。(通知5関係)

一時転用許可については、

- ① 営農の適切な継続が確保されていること
 - ② 荒廃農地を再生利用する場合以外の場合は、下部の農地での単収が同じ年の地域の同じ農作物の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減収していないこと
 - ③ 荒廃農地を再生利用する場合は、下部の農地の全部又は一部が農地法第32条第1項各号のいずれにも該当していないこと
 - ④ 生産された農作物の品質に著しい劣化が認められないこと
- の全てを満たす場合は、再度一時転用許可を行うことが可能です。

問18 既に一時転用許可を受けて営農型発電設備を設置している場合に、再度許可時に10年以内の一時転用許可期間となる要件を満たしていれば10年以内とすることができるのか。
(通知5関係)

できます。

ただし、10年以内の一時転用許可期間となる要件のうち「荒廃農地を再生利用する場合」に該当するかについては、次の問を御参照ください。

問19 既に一時転用許可を受けて営農型発電設備を設置している場合に、当該営農型発電設備を設置した農地が荒廃農地を再生利用したものであったときには、再度許可の際に営農者が担い手でない場合及び第2種農地又は第3種農地でない場合であっても一時転用許可の期間を10年以内とすることができるのか。(通知5関係)

できます。

なお、営農型発電設備を設置した農地が荒廃農地であったことについて、農業委員会の利用状況調査等の結果により確認する必要があります。

問20 一時転用許可の期間満了後、再度一時転用許可を受けたい場合には、いつ頃までに申請を行う必要があるのか。(通知5関係)

営農型発電設備の設置のための一時転用許可については、営農の適切な継続が確保されている場合には再度一時転用許可を行うことが可能となっています。一方で、再度一時転用許可を行うことができない場合には、一時転用許可の期限が到来する日までに農地に復元する必要があります。

このため、期限到来後も事業を継続したい場合には、期限が到来する日までに再度許可を行う必要がありますが、再度一時転用許可が可能かどうかの判断をする期間が必要となりますので、地元の農業委員会に早めに御相談されるよう促してください。

問21 既に3年以内の期間の一時転用許可を行っている場合に、当該許可の期間満了までに時間的余裕がある場合でも、10年以内の期間の許可に切り替えるために、改めて一時転用許可を行うことは可能なのか。

可能です。

ただし、FIT事業の認定期間は20年なので、いずれにしろ、認定期間中に何度か再許可手続を行う必要があると考えられますので、タイミングについてはよく御検討ください。

問22 現在、3年以内の期間の一時転用許可を受けて、担い手が下部の農地で営農している場合、事業計画を変更することで10年以内の期間に延長することができるのか。

できません。

改めて一時転用許可を受ける必要があります。

問23 3年以内の一時転用許可の期間中に、10年以内の期間の一時転用許可を行った場合は、従前の許可を取り消す必要があるのか。

新たな許可が行われた時点で、従前の許可は実質的に意味を失いますので、従前の許可を取り消す必要はありません。

4 一時転用許可の対象範囲

問24 営農型発電設備は、太陽光発電設備のみが対象となるのか。(通知 1 関係)

太陽光発電設備以外にも簡易な構造で支えられる小型の風力発電設備も対象になります。

なお、平成28年4月に「電気事業法等の一部を改正する等の法律」(平成27年法律第47号)が施行されたことに伴い、「農地法施行規則」(昭和27年農林省令第79号)を改正し、電気事業者が行う風力、バイオマス等の発電設備については、第1種農地についても転用許可が可能となりました。

問25 営農型発電設備の設置に必要なものについても一時転用許可の対象となるのか。(通知 1 関係)

営農型発電設備の周辺機器(パワーコンディショナーや電柱等)も対象になります。

問26 第三者の進入を防ぐためのフェンス等は一時転用許可の対象となるのか。(通知 1 関係)

第三者が発電設備に容易に触れないようにするために設置する柵塀等(以下「フェンス等」といいます。)については、簡易な構造で容易に撤去できるもの(問7を参照)であれば対象となります。

問27 FIT法の事業計画の認定基準では、事業に関係ない者がみだりに近づくことがないように、フェンス等の設置など適切な措置を講ずることとなっているが、下部の農地での営農に支障がある場合には、フェンス等を設置しなくてもよいのか。(通知1関係)

資源エネルギー庁が作成した「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」第2章第2節の4において、「出力10kW以上50kW未満の営農型太陽光発電等を実施し、柵塀等の設置により営農上支障が生じると判断される場合には、柵塀等の設置を省略することができることとする。ただし、この場合において、容易に第三者が近づき事故等が起こることを防ぐため、発電設備が設置されていることについて注意喚起を促す標識を②の標識に併せて掲示すること。」とされています。フェンス等の設置を省略しようとする場合には、理由等を明らかにした上で地方経済産業局(下記地方経済産業局の連絡先等を参照)のFIT法担当部局と相談をお願いします。

(参考) 地方経済産業局の連絡先等

組織名	管轄都道府県	電話番号
北海道経済産業局（資源エネルギー環境部エネルギー対策課）	北海道	011-709-2311
東北経済産業局（資源エネルギー環境部エネルギー対策課）	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	022-221-4932
関東経済産業局（資源エネルギー環境部新エネルギー対策課）	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、新潟県、静岡県	048-600-0361
中部経済産業局（資源エネルギー環境部エネルギー対策課）	富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県	052-951-2775
近畿経済産業局（資源エネルギー環境部エネルギー対策課）	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	06-6966-6043
中国経済産業局（資源エネルギー環境部エネルギー対策課）	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	082-224-5741
四国経済産業局（資源エネルギー環境部エネルギー対策課）	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	087-811-8535
九州経済産業局（資源エネルギー環境部エネルギー対策課）	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	092-482-5473
内閣府沖縄総合事務局（経済産業部エネルギー対策課）	沖縄県	098-866-1759

問28 売電を目的とした営農型発電設備の設置は可能なのか。(通知1関係)

できます。

5 農振法に基づく開発許可

問29 農用地区域内農地において、営農型発電設備を設置する場合、農振法に基づく開発許可は必要なのか。

農用地区域内農地を含め、農地に営農型発電設備を設置する場合には、農地法に基づく一時転用許可を受ける必要があり、当該一時転用許可を受けた場合には、改めて農振法に基づく開発許可を受ける必要はありません（農振法第15条の2第1項第3号に該当します）。

問30 農用地区域内の農業用施設の屋根に太陽光パネルを設置する場合、農振法に基づく開発許可は必要なのか。

農業用施設の屋根に、柱を他の柱に取り替える等施設の補強を行わないで太陽光パネルを設置する場合には、農振法に基づく開発許可は必要ありませんが、これ以外の場合の開発許可の取扱いについては、各市町村に御相談ください。

6 下部の農地での営農の適切な継続

問31 下部の農地で栽培する農作物の制限はあるのか。

農作物の制限はありません。

ただし、営農型発電設備の設置は、営農の適切な継続を前提とするものであり、

- ① 耕作者がこれまで一度も栽培したことがない農作物の栽培を計画している場合
- ② 当該地域で栽培されていない農作物の栽培を計画している場合

等は、当該農作物の栽培に知見を有する者による営農指導を受ける態勢が整っているかを確認する等により、営農が適切に継続できるかどうかを慎重に判断していくことが望ましいと考えます。

問32 栽培する農作物を転換することは可能なのか。(通知6の(2)関係)

営農型発電設備は、下部の農地において営農を適切に継続しながら、これに支障を与えないよう発電事業を行うものであり、当該設備の設置を契機として農業収入が減少するような農作物の転換等は望ましくありません。

このため、農作物を転換する場合には、当該農作物の栽培に関する技術・経験の有無等を確認し、営農の適切な継続が確保されること（例えば、当該設備の下部の農地における単収が、同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減収するおそれがないと認められること等）等を確認した上で許可の可否を判断することが適当です。

問33 天災等によりおおむね2割以上減収した場合には、営農が適切に行われていると判断されないのか。(通知4関係)

一時転用期間中に、台風や冷害等の天災など、営農型発電設備の設置が原因とはいえないやむを得ない事情により、下部の農地における単収の減少等がみられる年がある場合には、その事情及びその他の年の営農の状況を十分勘案して判断します。

問34 令和3年3月の通知改正前に営農型発電設備に係る一時転用許可を受けて荒廃農地を再生利用している場合、今後の営農の適切な継続の確認の扱いはどうなるのか。

令和3年3月の通知改正前に営農型発電設備に係る一時転用許可を受け、荒廃農地を再生利用している場合は、令和3年3月の通知改正以降の「営農の適切な継続が行われていること」の判断基準については、2割以上単収が減収しないことに代えて、農地法第32条第1項各号のいずれかに掲げる農地（遊休農地）に該当しないことにより判断することになります。

ただし、営農者は「営農型発電設備の下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込み書」（通知別紙様式例第1号。以下「営農計画書」といいます。）に則って営農を行っていることから、農地転用許可権者が一方的に判断方法を変えることは適当ではありません。

このため、新たな判断基準は、営農者等が、当該基準に対応した新たな営農計画書を作成し、その内容を農地転用許可権者が確認する手続をとった上で適用することが適当と考えます。

問35 令和3年3月の通知改正前に営農型発電設備に係る一時転用許可を受けて荒廃農地を再生利用している場合に、2割以上単収が減収しないことに代えて、農地法第32条第1項各号のいずれかに掲げる農地（遊休農地）に該当しないこととの判断基準が適用されるためには、どのような手続が必要なのか。

問34のとおり、令和3年3月の通知改正前に荒廃農地を再生利用した場合は、営農者等が、新たな基準に対応した営農計画書を作成し、それを農地転用許可権者が確認する手続をとった上で適用することが適当と考えます。

具体的には、農地転用許可権者が

- ① 一時転用許可の再許可を行うこと
- ② 事業計画の変更の承認を行うこと
- ③ その他、新たな営農計画書の確認を行うこと

などにより、新たな判断基準が適用されることになります。

なお、一時転用許可の期間が十分残っている場合でも、再許可をすることは可能です。

7 その他

問36 第1種農地に営農型発電設備以外の太陽光発電設備の設置は可能なのか。

平成26年5月1日に施行された「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」(平成25年法律第81号)では、優良農地の確保と再生可能エネルギーの活用促進の両立という観点から、農業上の再生利用が困難な荒廃農地等に再生可能エネルギー発電設備の整備を誘導するなど適正な土地利用調整を行うことにより、優良農地を確保しながら地域において再生可能エネルギー発電を促進することで、農山漁村の活性化を図る仕組みとなっています。

同法を活用することにより、第1種農地(再生利用が困難な荒廃農地等に該当する場合に限る。)に太陽光発電設備を設置することが可能です。

問37 営農型発電設備は、建築基準法上の建築物に当たるのか。

「建築基準法」(昭和25年法律第201号)上においては、営農型発電設備は、

- ① 特定の者が使用する営農を継続する農地に設けるものであること
 - ② 支柱及び太陽光発電設備からなる空間には壁を設けず、かつ、太陽光発電設備のパネルの角度、間隔等からみて農作物の生育に適した日照量を保つための設計となっていること
- に該当するものは、建築基準法第2条第1号に規定する建築物に該当しないこととされています(「農地に支柱を立てて設置する太陽光発電設備の建築基準法上の取扱いについて(技術的助言)」(平成26年1月28日付け国住指第3762号国土交通省住宅局建築指導課長通知))。

問38 営農型発電設備を設置する場合、都市計画法に基づく開発許可は必要なのか。

営農型発電設備については、建築基準法上の建築物に当たらないため、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）上の開発許可は不要とされています。

また、当該設備の付属施設に係る開発許可についても、当該設備の用途、規模、配置や発電設備との不可分性等から、主として当該付属施設の建築を目的とした開発行為に当たらないと開発許可権者（※）が判断した際には、都市計画法第29条の開発許可は不要となっています（「開発許可制度運用指針」（平成26年8月1日国都計第67号）I-1-2（5）参照）。

この場合、「主として当該付属施設の建築を目的とした開発行為」に当たるかどうかについては、市町村又は都道府県の都市計画担当部局に相談をお願いします。

※ 都市計画法上の開発許可権者は、都道府県知事（指定都市にあっては指定都市の長、中核市にあっては中核市の長）となっています。

問39 営農型発電設備を設置する場合、電気事業法及び電気工事士法の取扱いはどうなるのか。

営農型発電設備は、「電気事業法」（昭和39年法律第170号）上の電気工作物であり、感電、火災等の防止等電気工作物の保安上の観点から、電気設備に関する技術基準に適合するように設置する必要があります（電気事業法第39条、第56条、「電気工事士法」（昭和35年法律第139号）第5条、「電気設備に関する技術基準を定める省令」（平成9年通商産業省令第52号））。

上記基準への適合性を担保するため、営農型発電設備の設置に係る電気工事においても、電気工事士資格を持つ者（第1種電気工事士等）により行われなければならないこととされています（電気工事士法第3条、第5条）。

また、電圧600V超又は出力50kW以上の太陽光発電設備を設置する場合には、電気事業法上の事業用電気工作物に当たるため、上記の技術基準適合義務に加えて、保安規程の提出義務や電気主任技術者の選任・届出義務など電気事業法に基づく電気保安に係る規制の対象となります（電気事業法第42条、第43条等）。

このように、営農型発電設備を設置する場合には、電気事業法及び電気工事士法の規制を受けるので、営農型発電設備の設置者は、あらかじめ市町村若しくは都道府県の電気保安担当部局又は各地域を所管している経済産業省地方産業保安監督部電力安全課に相談をお願いします。

（なお、このことは、経済産業省商務流通保安グループ電力安全課と調整済みであることを申し添えます。）

(参考) 地方産業保安監督部電力安全課の連絡先等

組織名	管轄地域	電話番号
北海道産業保安監督部	北海道	011-709-1725
関東東北産業保安監督部 東北支部	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、 福島県、新潟県	022-221-4952
関東東北産業保安監督部	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、 東京都、神奈川県、山梨県、静岡県の一部	048-600-0387
中部近畿産業保安監督部	愛知県、長野県、岐阜県の一部、三重県の一 部、静岡県の一部	052-951-2817
中部近畿産業保安監督部 北陸産業保安監督署	富山県、石川県、福井県の一部、岐阜県の一 部	076-432-5580
中部近畿産業保安監督部 近畿支部	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、 兵庫県の一部、福井県の一部、岐阜県の一部、 三重県の一部	06-6966-6047
中国四国産業保安監督部	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、 兵庫県の一部、香川県の一部、愛媛県の一 部	082-224-5742
中国四国産業保安監督部 四国支部	徳島県、香川県の一部、愛媛県の一部、高知 県	087-811-8587
九州産業保安監督部	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、 宮崎県、鹿児島県	092-482-5521
那覇産業保安監督事務所	沖縄県	098-866-6474

問40 平成30年通知では、農地転用許可権者が営農型発電設備の設置に関する情報を記録した台帳を作成及び保管することとされたが、台帳作成等に際しての留意点は何か。(通知4の(4)関係)

農地転用許可権者による転用事業の進捗状況を把握するとともに、営農の適切な継続が確保されなくなった場合の改善指導等の事務を的確に行うため、農地転用許可権者による台帳を作成し、保管することとしました。

具体的には、一時転用許可申請の内容や毎年農作物の状況報告を基にした基本的な情報を記載することとしていますが、改善指導等を行った場合はその内容も併せて作成・記録してください。

なお、別途農林水産省農村振興局が実施している「営農型発電設備設置状況詳細調査」の調査様式(営農型発電設備設置状況詳細調査一覧表)を台帳として活用することができます。

Ⅱ 各論

1 一時転用許可要件の判断

問41 10年以内の一時転用許可の対象となる担い手のうち、「効率的かつ安定的な農業経営」に該当するかについて、どのように判断すればよいのか。(通知2の(2)のア及び別表関係)

「効率的かつ安定的な農業経営」とは、市町村基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達している農業経営のことであり、当該水準に達しているかについては、例えば、直近の青色申告等により判断することが望ましいと考えます。

問42 10年以内の一時転用許可の対象となる担い手のうち、「将来法人化して認定農業者になることが見込まれる集落営農」に該当するかについて、どのように判断すればよいのか。(通知2の(2)のア及び別表関係)

「将来法人化して認定農業者になることが見込まれる集落営農」とは、基盤強化法第23条第4項に規定する特定農業団体又はこれに準ずる組織として、組織の規約を定め、生産・販売について共同販売経理を行っている集落営農のことです。これに該当するかについては、①畑作物の直接支払交付金若しくは収入減少影響緩和交付金の加入実績又は②当該組織の規約や経理書類、法人化計画書等（規約の中で法人化方針について記載されていればそれでも可）により確認することができると考えます。

問43 10年以内の一時転用許可の対象となる「荒廃農地を再生利用する場合」の荒廃農地に該当するかについて、どのように判断すればよいのか。(通知2の(2)のア及び別表関係)

10年以内の一時転用許可の対象となる「荒廃農地」とは、「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知。以下「運用通知」といいます。）の第3の1の(3)のア（農地法第32条第1項第1号の遊休農地）又はウ（再生利用が困難な荒廃農地）と判定された遊休農地等のことです。

この荒廃農地に該当するかどうかについては、農業委員会が毎年実施する農地の利用状況調査によって、あらかじめ判断されています。

問44 「申請に係る面積が必要最小限で適正」とは、具体的にどのように判断するのか。(通知2の(2)のイ関係)

一時転用許可申請書及び当該申請書に添付されている「営農型発電設備の設計図」において、

- ① 簡易な構造で容易に撤去できるものとなっているか
- ② 申請に係る転用面積が、営農型発電設備の支柱や周辺機器の部分のみに係るものであるか
- ③ 営農型発電設備の支柱の本数や太さが過多・過大でないか

を確認した上で、許可の可否を判断することが適当です。

問45 「下部の農地における営農の適切な継続が確実」とは、具体的にどのように判断するのか。(通知2の(2)のウ関係)

一時転用許可申請書に添付されている営農計画書において、個別具体的に判断していくこととなります。

例えば、以下の場合には、営農の適切な継続が確保されていると判断できないため、許可できません。

- ① 農作物が一般的な栽培方法（栽植密度等）と異なった方法で栽培される営農計画である場合
- ② 草刈りなどの保全管理のみを行うなど営農が行われない場合
- ③ 緑肥作物（レッドクローバー、レンゲ等）を主として栽培する場合（地力増進等のために一時的に栽培する場合を除く。）
- ④ 営農型発電設備の下部の農地における単収が、同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少する場合（荒廃農地を再生利用する場合を除く。）
- ⑤ 荒廃農地を再生利用する場合には、下部の農地の全部又は一部が農地法第32条第1項各号のいずれかに該当する場合（問46参照）
- ⑥ 下部の農地において生産された農作物の品質が著しく劣化する場合

問46 「農地法第32条第1項各号のいずれかに掲げる農地」とはどのような農地か。(通知2の(2)のウ関係)

農地法第32条第1項各号のいずれかに掲げる農地とは、次の農地が該当します。

- ① 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地（農地法第32条第1項第1号）
- ② その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度と比べて著しく劣っていると認められる農地（農地法第32条第1項第2号）

これらの規定の判断は、毎年、農業委員会が行っている農地の利用状況調査における遊休農地の判断基準と同様ですが、①・②に該当しない場合であっても、問45のとおり、草刈りなどの保全管理のみを行うなど営農が行われていない場合には、「下部の農地における営農の適切な継続が確実」とは判断されません。

なお、①・②の詳細については、運用通知第3の1の(3)に下記のとおり規定されています。

【「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）の第3の1の(3)抜粋】

ア 法第32条第1項第1号の遊休農地

- (ア) 「現に耕作の目的に供されておらず」とは、過去1年以上作物の栽培が行われていないことをいう。
- (イ) 「引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる」については、今後の耕作に向けて草刈り、耕起等農地を常に耕作し得る状態に保つ行為（以下「維持管理」という。）が行われているかにより判断すること。
- (ウ) (略)

イ 法第32条第1項第2号の遊休農地

「その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地」については、近傍類似の農地において通常行われる栽培方法と認められる利用の態様と比較して判断すること。

この場合、作物（ウメ、クリ等を含む。）がまばらに又は農地内で偏って栽培されていないか、栽培に必要な管理が適切に行われているか等に留意して判断すること。

問47 営農型発電設備の下部の農地で果樹等を栽培する場合、一時転用許可期間中に収穫が見込めない場合には、どのように判断するのか。(通知2の(2)のウ関係)

果樹等を栽培する場合には、当初の数期間は収穫が見込まれない場合がありますので、営農計画書において、整枝・剪定、施肥、摘果等の栽培管理が計画的に行われるか確認を行い、「営農の適切な継続が確実」であるかどうか判断してください。また、その際には、知見を有する者による意見も参考に判断してください。

問48 「農作物の生育に適した日照量を保つための設計」とは、具体的にどのように判断するのか。(通知2の(2)のエ関係)

一時転用許可申請書に添付されている営農計画書及び設計図(通知別紙様式例第1号)において、

- ① 生産する農作物の生育に適した日照量が示されており、
- ② 当該日照量を保つための設計(パネルの角度、間隔、枚数等)になっていることを確認して判断してください。

問49 支柱の高さが最低地上高おおむね2メートル以上となっているのはなぜか。(通知2の(2)のエ関係)

営農型発電設備を支える支柱の高さについては、

- ① 農作物の栽培において、効率的な農業機械等の利用が可能な高さ
- ② 仮に、農業機械による作業を必要としない場合であっても、農業者が立って農作業を行うことができる高さ

を確保する観点から、最低地上高おおむね2メートル以上としたものです。

問50 農地に垂直に太陽光発電設備を設置する場合であっても、支柱の高さは最低地上高おおむね2メートル以上とする必要があるのか。(通知2の(2)の工関係)

農地に垂直に太陽光発電設備等を設置するものなど、支柱の高さが下部の農地の営農条件に影響しないことが明らかであり、設備等の設置間隔や規模等から農地の営農条件が維持される場合については、支柱の高さがおおむね2メートル以上に達しなくても差し支えありません。

この「設備等の設置間隔や規模等から農地の営農条件が維持される場合」については、

- ① 設備間の設置間隔が狭小であることや設備の設置により耕作できなくなる面積が大きいこと
 - ② 設備の構造上、効率的な農業機械等の利用に支障を及ぼすこと
 - ③ 設備の日陰により、農作物の生育に適した日照量を保っていないこと
- 等に該当しないことを確認し、営農条件に支障を及ぼさないことを判断する必要があります。

問51 平成25年通知が平成27年12月25日に改正され、営農型発電設備の支柱の高さの基準として、最低地上高2メートル以上を確保していることと定められたが、この改正以前に支柱の高さが2メートル未満の営農型発電設備を設置していた場合に、同じ内容で再度一時転用許可を行うことは可能なのか。(通知2の(2)の工関係)

平成27年12月25日付けの平成25年通知の改正前に支柱の高さが2メートル未満で一時転用許可を行っていたものについては、その転用期間中、その下部の農地で効率的な農業機械等を利用し、営農の適切な継続が確保されており、かつ、今後とも営農の適切な継続が確保されることが確実と認められる場合には、支柱の高さを変更せずに再度一時転用許可を行うことが可能です。

問52 「営農型発電設備の周辺の農地の効率的な利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められること」とは、具体的にどのように判断するのか。(通知2の(2)の才関係)

営農型発電設備は、農業上の土地利用との調和を図りながら、農地における営農の適切な継続を前提とするものであり、周辺農地の農業上の効率的な利用に支障が生じないようにすることが必要です。例えば、営農型発電設備の設置予定の農地が、

- ① 集団農地の真ん中である
- ② 担い手に集積する予定がある
- ③ ほ場整備等の基盤整備事業が予定されている
- ④ 水路の管理に支障が生じる

等の場合には、支障を及ぼすおそれがあると判断します。

問53 農用地区域内農地での一時転用許可に当たって「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと」とは、具体的にどのように判断するのか。(通知2の(2)の才関係)

農地転用許可権者は、農用地区域内農地に営農型発電設備を設置するための一時転用許可申請があった場合には、設置の時期、場所等からみて、土地改良事業等の事業、担い手への農地の利用集積等を通じた農業振興地域整備計画の達成に支障がないかを市町村の農業振興地域制度担当部局に確認の上、判断してください。

問54 「営農型発電設備を撤去するのに必要な資力及び信用があると認められること」とは、具体的にはどのように判断するのか。(通知2の(2)の力関係)

営農型発電設備の下部の農地での営農が中止された場合や、発電事業が廃止された場合には、営農型発電設備の撤去を行う必要があります。このため、一時転用許可申請書の「資金調達についての計画」において、営農型発電設備の撤去に要する費用が見込まれており、その費用の全額を申請者が有していることを確認してください。

問55 営農型発電設備の下部の農地で営農がなされていない場合、同じ事業者から別の場所で営農型発電設備の設置のための一時転用許可申請があったときに許可は可能なのか。

営農型発電設備の下部の農地で営農が行われておらず、農地転用許可権者が改善指導等を行ってもなお営農の適切な継続が行われない場合には、一時転用許可に付した条件に違反していることから、その事業者が別の場所で営農型発電設備を設置するための一時転用許可申請が行われたとしても、営農の適切な継続が確保されると見込むことができないので、許可することはできません。

当然のことですが、農地転用許可権者が指導等を行っても営農の適切な継続が確保されない場合には、農地法第51条に基づき許可条件に付した条件に違反したとして、許可の取消しとともに、期限を定めて営農型発電設備の撤去命令を行ってください。

この場合、地方経済産業局（16ページの経済産業局の連絡先等を参照）に許可を取り消した旨を報告（報告様式は別紙参照）してください。なお、併せて地方農政局等にもその写しを添えて報告してください。

問56 同一の発電事業者が複数箇所（例えば、A地区、B地区）で営農型発電設備を設置している場合、例えば、A地区で農地転用許可権者が改善指導等を行っても指導に従わず適切な営農が継続されていないと判断し、許可の取り消しを行うときに、B地区に係る許可も取り消すべきなのか。

設問の例の場合、B地区まで許可を取り消す必要はありません。

問57 通常の一時的転用の場合、他の土地での代替可能性を検討しなければならないが、営農型発電設備の場合も代替性の検討が必要となるのか。

通常の一時的転用許可と同様に代替性の検討が必要となります。一時転用許可申請書等において、土地の選定理由（例えば、送配電用の電気工作物との距離）や第3種農地・第2種農地に設置可能な農地がないか等が検討されていることを確認した上で、判断してください。

問58 平成28年に改正されたFIT法とはどのように連携していけばよいのか。

平成28年に改正されたFIT法では、事業計画認定を行うに当たり、事業の適切性や実施可能性を審査することとなっており、農地法など関係法令の遵守も求められているところです。

農地転用許可の申請においても、FIT法との整合を図りつつ審査することが望ましいことから、FIT申請の事実を証明するものや、電力会社（送配電事業者）との接続契約（工事費負担金の支払に関する事項を含んだもの）等の書類により、転用行為の確実性を確認することが望ましいと考えます。なお、農地転用許可権者等は、申請時点において当該書類が添付されていない場合であっても、転用許可を行う前までに申請者に補正を命じ、提出させるなど柔軟な対応が必要となります。

問59 なぜ原状回復等の措置を現に命じられていないことを確認する必要があるのか。（通知2の（2）のク関係）

営農型発電設備の設置者が農地法第51条の違反転用者に該当し、農地転用許可権者から原状回復等の措置を現に命じられている場合には、発電事業廃止後に設備を撤去し、農地に復元しないおそれがあり、また、営農の適切な継続を行わず、適切に営農型発電設備を運用しないケースなど、許可条件を遵守しないおそれがあることから、このような者を許可の対象としないよう、確認することとしたものです。

2 一時転用許可条件

問60 一時転用許可に当たって、どのような条件を付したらよいのか。(通知2の(3)関係)

営農型発電設備の設置のための一時転用許可に当たっては、処理基準及び処理要領の定めによるほか、次に掲げる内容等を許可条件として付すこととなっています。

- ① 営農型発電設備の下部の農地における営農の適切な継続が確保され、支柱がこれを前提として設置される当該設備を支えるためのものとして利用されること。
- ② 営農型発電設備の下部の農地において生産された農作物に係る状況を、毎年報告すること。また、報告内容について、必要な知見を有する者（地域農業改良普及センター、試験研究機関、JA等の職員をいいます。以下同じです。）の確認を受けること。
- ③ 営農型発電設備の下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合又は確保されないと見込まれる場合には、適切な日照量の確保等のために必要な改善措置を迅速に講ずること。
- ④ 営農型発電設備の下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合若しくは確保されないと見込まれる場合、営農型発電設備を改築する場合又は営農型発電設備による発電事業を廃止する場合には、遅滞なく、報告すること。
- ⑤ 営農型発電設備の下部の農地における営農が行われない場合又は営農型発電設備による発電事業が廃止される場合には、支柱を含む当該設備を速やかに撤去し、農地として利用することができる状態に回復すること。

3 空中部分を利用するための権利設定の取扱い

問61 営農型発電設備の設置者が下部の農地の空中に区分地上権等の権利を設定しようとする場合の農地法第3条第1項の許可の判断基準は何か。(通知6の(3)関係)

営農型発電設備の下部の農地の空中に区分地上権等の権利を設定しようとするための農地法第3条第1項の許可については、農地法第3条第2項ただし書の規定により、同項各号の要件は満たす必要はありませんが、処理基準において、権利が設定される農地及びその周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれなく、かつ、当該農地をその目的に供する行為の妨げになる権利を有する者の同意を得ていると認められる場合に限り許可するものとされています。

このうち、営農条件に支障を生ずるおそれがあるかについては、一時転用許可の判断の際に確認することとなっていますので、実質的には賃借人等権利者の同意の有無のみを確認すれば足ります。

問62 営農型発電設備の下部の農地の空中に設定する区分地上権等の設定期間は、一時転用許可の期間と合わせるべきか。(通知6の(3)関係)

営農型発電設備の下部の農地の空中に設定する区分地上権等の期間は、支柱部分に対する一時転用許可の期間と同じ期間です。

なお、区分地上権等の設定に係る農地法第3条第1項の許可は、支柱部分に対する一時転用許可と同時に進行する必要があります。

4 報告

問63 指定市町村の長は、一時転用許可を受けた者から「下部の農地における農作物の生産に係る状況」の報告があった場合、地方農政局等に報告することとなっているが、直接送付すればよいのか。(通知3の(2)関係)

指定市町村の長又は地方自治法に基づき都道府県知事から移譲された市町村の長は、都道府県知事を経由して、地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」といいます。）に送付願います。

問64 都道府県知事は、農地転用許可権者から「下部の農地における農作物の生産に係る状況」の報告があった場合には、いつまでに地方農政局に報告しなければならないのか。(通知3の(2)関係)

都道府県知事は、指定市町村の長から送付があった報告書と併せて、報告に係る年の翌年4月末までに地方農政局長等に送付願います。

問65 営農型発電設備を設置した土地が元々荒廃農地であって、発電設備の下部の農地の全部又は一部が農地法第32条第1項各号のいずれかに掲げる農地に該当した場合、農業委員会等はどのような対応が必要となるか。(通知4の(2)関係)

農業委員会は、毎年一回の営農状況の報告及び毎年行われている利用状況調査等により、下部の農地の利用状況を確認することとなります。

この際、下部の農地の全部又は一部が農地法第32条第1項各号のいずれかに掲げる農地に該当する場合には、農業委員会は農地転用許可権者に報告することが必要です。

なお、当該農地については、営農型発電設備に係る措置とは別に、農地法に基づく遊休農地の措置の対象となります。

問66 これまで、特段の支障なく営農が行われていた農地に営農型発電設備を設置したところ、下部の農地で生産された農作物の単収が地域の同じ作物の単収と比較して2割以上減少した場合に、農業委員会等はどのように改善指導を行えばよいのか。(通知4の(2)関係)

これまで特段の支障なく営農が行われていた農地であっても、太陽光発電設備を設置することにより、予期しない単収の減少がみられるケースがあります。

これまでの事例では、

- ① パネルの設置により、陰生植物でありながら日陰の影響で品質の劣化等がみられたものの、パネルの枚数を減らすことや、高さや植付け位置を見直すこと等により改善したもの
- ② パネルに当たった雨水が下部の農地の一部に集まることで排水不良が生じ、湿害が発生したことにより単収が減少したものの、農作物を適切な位置に植え替えることで改善したもの等がありますので、参考としてください。

5 その他

問67 荒廃農地を除く第1種農地では、営農型発電設備以外の再生可能エネルギー設備は設置することができないのか。

平成28年4月に電気事業法等の一部を改正する等の法律が施行されたことに伴い、農地法施行規則を改正し、電気事業者が行う風力、バイオマス等の発電設備については、第1種農地についても転用許可が可能となりました。

なお、太陽光発電設備については、①立地上の制約が比較的少ない、②転用面積が比較的大きい等の理由から、原則として許可ができません。

問68 農地の法面に防草発電シートを設置する場合、農地転用許可は必要なのか。

近年、太陽光発電設備の技術開発が進み、シート型の発電設備が開発・実用化されています。シート型の発電設備（防草発電シート）を設置する場合、発電設備を支えるための支柱やコンクリート基礎等を敷設しないことなど、法面の機能に悪影響を与えるものでなければ、シート部分に係る一時転用許可は必要ありません。

なお、

- ① 法面に支柱やコンクリート基礎等の敷設が必要となる発電設備（周辺機器（パワーコンディショナーや電柱等）を含む。）を設置する場合や、
 - ② 耕作する部分にシート型の発電設備を設置する場合
- には、農地転用許可が必要となります。

問69 平成30年通知により、一時転用許可期間が延長されたが、農地の法面に設置する太陽光発電設備の一時転用許可期間は見直さないのか。

農地の法面に太陽光発電設備を設置する場合の一時転用許可期間の取扱いについては、現在までの実績が十数件と少ないことから、今後の展開やその影響も踏まえて検討することとします。

問70 所有者不明農地は、農地法や基盤強化法を活用することにより、農業上の利用を行うことができるが、所有者不明農地に営農型発電設備を設置することは可能なのか。

所有者不明農地については、農地法や基盤強化法を活用することで所有者全員の同意がなくても当該農地の農業上の利用を行うことができますが、農地の転用は土地の用途を変更する処分行為に当たると解されることから、営農型発電設備を設置する場合は所有者全員の同意が必要となります。

問71 令和2年4月の改正FIT法施行規則の施行により、低圧の太陽光発電設備について地域活用要件が設定されることになったが、営農型発電設備でFIT認定を受けるに当たって何か留意すべき点はあるか。

令和2年4月の改正FIT法施行規則の施行により、令和2年度以降の10kW以上50kW未満の太陽光発電設備に係るFIT認定については、地域活用要件（①発電電力量の30%以上を、地域で自家消費する又は電気事業法に基づく特定供給を行うこと、②災害時の非常電源として活用できること）を満たすことが必要となりました。

一方で、営農型発電設備でFIT認定を受けるに当たっては、担い手が営農する場合等であって、一時転用許可の期間が3年を超えるものについては、①を満たさない場合であっても、②を満たすことで、地域活用要件を充足するものとして取り扱うことが可能です。（問8参照）

問72 担い手が営農する場合等、一時転用期間を10年とすることができる場合であっても、初回の一時転用許可の期間について、10年より短い期間、例えば一律3年以内とする運用を行っても問題ないか。

一時転用期間を10年とすることが可能な要件を満たす場合（問8参照）であっても、営農実績を持たない作物を作付けする場合等に適切な営農継続を確保するための手法として、一時転用期間を10年より短い期間として許可することも可能です。

ただし、問71のとおり、地域活用要件①を満たさない場合の営農型発電のFIT認定については、一時転用期間が「3年を超えるもの」に限定されたことから、許可期間は一律に3年以内とならないよう、個別に判断することが望ましいと考えます。

問73 転用事業者や金融機関等から、融資の円滑化の観点から一時転用期間満了後の再許可に関する相談があった場合、どのように対応すればよいか。

問17のとおり、一時転用期間中の下部の農地の営農状況に問題がない場合には、再度の一時転用の許可を行うことが可能です。

また、従前の転用期間において、下部の農地での営農に支障が生じた場合であっても、その理由が自然災害による被災や耕作者の病気等の社会通念上やむを得ないものであった場合については、それらの事情を踏まえた上で再許可の可否を判断することとしています。

このため、転用事業者や金融機関等から、融資の円滑化の観点から一時転用期間満了後の再許可について問合せがあった場合には、上記の点を踏まえた上で対応することが適当です。

番 号
年 月 日

〇〇経済産業局長 殿

〇〇都道府県知事
（又は指定市町村長）

農地法における違反事案についての情報提供（通知）

農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項（又は第5条第1項）に対する違反事案について、同法第51条第1項に基づき、〇年〇月〇日付け（文書番号）にて、〇〇を行いました。

本事案は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第3項に基づき認定を取得しているため、別添の関連資料を添えてお知らせします。

担当：〇〇県〇〇部〇〇課 〇〇 〇〇

TEL：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

FAX：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

Mail：〇〇〇@〇〇〇